

第 20 回静岡県事業認定審議会会議録

日 時	令和 6 年 2 月 8 日（木） 午前 10 時から正午まで
場 所	静岡市葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁別館 2 階第三会議室 B
出席者 職・氏名	<p>【委員】（会長・会長代理以外は五十音順）</p> <p>西原 純（静岡大学名誉教授）[会長]</p> <p>米谷 壽代（静岡大学人文社会科学部准教授）[会長代理]</p> <p>伊吹 裕子（静岡県立大学食品栄養科学部教授）</p> <p>坂野 史子（弁護士）</p> <p>鈴木 良則（（一社）静岡県経営者協会専務理事）</p> <p>中澤 博志（静岡理工科大学理工学部教授）</p> <p>【事務局】（静岡県職員）</p> <p>交通基盤部長、建設経済局長、公共用地課長、公共用地課員</p>
議 題	<p>1 土地収用法、静岡県事業認定審議会の概要</p> <p>2 全国及び県内の事業認定の状況</p> <p>3 事例研究</p>
配付資料	<p>資料 1 第 20 回 静岡県事業認定審議会 出席者名簿</p> <p>資料 2－1 土地収用法の概要</p> <p>資料 2－2 静岡県事業認定審議会</p> <p>資料 3－1 全国の事業認定の状況</p> <p>資料 3－2 県内の事業認定の状況</p> <p>資料 4 事例研究「「交流センター」整備事業」</p>

1 土地収用法、静岡県事業認定審議会の概要

資料 2－1 及び資料 2－2 により、土地収用法の概要及び静岡県事業認定審議会について、事務局から説明。委員からの質問なし。

2 全国及び県内の事業認定の状況

資料 3－1 及び資料 3－2 により、全国及び県内の事業認定の状況について、事務局から説明。委員からの質問なし。

3 事例研究「「交流センター」整備事業」

資料 4 により、「「交流センター」整備事業」に関する事業計画の概要、事業認定の要件への適合性等について、事務局から説明。

具体例を通じ、事業認定制度全体に対する意見、質問を求めた。

(委員) 今回の事例では、交流拠点施設や公園が事業の中に含まれているが、公益上の必要性という観点で見た場合、優先順位の考え方が難しい。

(事務局) 公益性にも高低があることは御指摘のとおりである。そのため、失われる利益や新たに発生する不利益が大きい場合には、事業施行による公益性と比較して、失われる利益の保護等を優先する可能性は考えられる。今回の事例の場合は、まず、交流センター自体は法令上に根拠のある施設ではないが、元となる公民館は社会教育法上、地域社会に必要なものと認められている施設である。交流センターは公民館の定義に収まらない複合的な施設ではあるが、元々の公民館の機能を引継ぐものであり、公益性は一定程度認められると考える。

(委員) 放課後児童クラブの建設場所として、第3候補地は小学校が近く、第1候補地よりも利便性が高いように見える。放課後児童クラブだけ、第3候補地付近に建設することはできないのか。

(事務局) 放課後児童クラブの建設場所については、まず、第3候補地周辺で放課後児童クラブのためだけに土地又は建物を提供する意思のある所有者は皆無である。事業認定をとれば、土地の強制的な収用が可能にはなるが、可能な限り任意の交渉で進めることが望ましいといえる。また、現在の放課後児童クラブの活動場所は第1候補地付近であり、小学校からの距離では、第1候補地と同じ又は少々遠い位置にある。小学校から現行の放課後児童クラブまでの道のりは、交通量の少ないルートが確保されており、保護者からもこれまで距離に対する懸念の声は出ていない。さらに、現在の位置よりも、多少小学校からの距離が近くなるということからも、最終的に第1候補地を選択したものである。

(委員) 起業者と地権者との交渉の経緯を把握しているのか。

(事務局) 起業者が作成、提出している参考資料には、土地所有者が事業認定を取得した場合には土地の売買に応じる旨の意思を示した内諾書が含まれている。

(委員) 「土地を手放すのであれば、可能な限り広い土地に対して税控除を受けたい」という土地所有者が、むしろ起業地を広がることを望む、つまり今回の事業で言えば、放課後児童クラブだけの建設には反対だが、交流センターとしての建設には賛成する、といった対応をとることも考えられる。財産権の保障と税金という2つの問題が絡み合い、なかなか難しい問題であると思う。

(事務局) 御指摘のとおりである。

(委員) 放課後児童クラブの専用区画の問題について、現在少子化が進んでいる傾向を考えると、施設狭小の問題はこのまま時間が解決するようにも思うが、新設が必要なのか。

(事務局) 社会全体の傾向としての少子化は御指摘のとおりであるが、今回の事例の地区は、当自治体の中でも最も人口が多い地区であり、また、共働き世帯の増加もあり、むしろ放課後児童クラブの利用者はやや増加傾向である。また、今後20年程度の人口動向の見込みでは、市街地からの近さもあり、人口減少率も市全体の20%前後と比べ、4%程度に留まるものと見込まれることから、放課後児童クラブの需要は今後も続いていくと考えられる。

(委員) 今回の施設には大型防災倉庫を設置されるが、防災倉庫から各避難所に物資を運ぶのか、交流センターが避難所となるのか、どちらか。

(事務局) 地区本部になるが、避難所に指定される予定はない。ただし、発災時に施設を利用していただ方の初期避難場所として受け入れるための備品は、交流拠点施設内に保管する予定である。なお、避難所となる小中学校と交流センターとの距離は1 km 程度である。

(委員) 用意した物資の運用面を考えると、地区の中で1箇所のみ保管するのではなく、分散して保管する方が適切とも考えられる。先日の能登の地震でも、道路の寸断により物資輸送に支障を来たした事例がある。

(事務局) 今回の事例の場合、交流センター内に保管された大型備品は、災害時の緊急輸送路に指定されている道路を通過して避難所まで運ばれることになっている。また、避難所までの道のりは2つあるが、それぞれ、別の橋を1回渡る必要がある。この橋のうち、1つは耐久面に不安があり、災害時に渡れなくなる可能性があるが、もう1つは緊急輸送路上にあり、耐久性の検査の結果は、問題なしとされている。また、この橋が架かっている河川はかなり川幅が狭小である。これらを検討した結果、交流センターから避難所までの道のりは、災害時であっても正常に運搬可能とされている。

(委員) 交流拠点施設の平面図を見ると、これまでの公民館と比べ、かなり広い部屋とその他に小さめな部屋もたくさん整備される予定であることが分かる。公共の利益を考えると、施設維持費の関係から、これまでよりも高い利用料の徴収が必要になったり、投じる税金が増大するのではないかという懸念があるが、どのように考えているのか。

(事務局) 今回の事例の場合、まず起業地の存する地区では、そもそも大人数で集まれる場所の不足が問題化しており、地区住民からの整備要望が大きいことに加え、他の地区では開催できている自治体主催の講座が実施できていない等、具体的に問題が生じている。また、費用面については、確かにこれまでよりも増大することが考えられるが、既に整備されている他の交流センターでは、各交流センターとも需要が高い状況を維持している。そのため、利用料が多少上がったとしても、需要を満たす部屋の確保を優先しようというのが自治体としての意思ではないかと考える。

(委員) 放課後児童クラブと公園について、子どもの声が気になるといった近隣住民からの苦情の事例が世間では時々聞かれるが、今回の場合では、そのあたりを検討しているのか。

(事務局) 起業者が事前に実施した説明会や建設検討委員会の場では、住民から問題の声は上がっていない。

(委員) 騒音は壁一枚ではなかなか防げない問題だと思うので、慎重な判断が必要だと思う。

(事務局) そのとおりである。認定庁として、起業者に対して、事業施行後も周辺住民の声に耳を傾け、真摯に対応し、適切な対策を練るよう指導する点である。

(委員) 事前に意見がでなくても、実際に施設ができた後に、やはり声が気になるという住民が現れる可能性もあるのではないか。

(事務局) その懸念は妥当だと考える。ただし、周辺住民から懸念の声が出てきていない以上、将来の苦情の恐れのみをもって事業の公益性を無視するわけにはいかない。この事例の交流センターの設立自体は、地域の声を受けた側面も強いいため、事業自体に問題の声が上がることは考えにくいだが、運営方法については、開設後も近隣住民と連携して適宜対応していく必要があると考える。

(委員) 全体として公共の利益がかなり大きい事業という印象を受けた。利用料の問題について

ては、施設の利便性が向上し、利用率が向上することで解決していくものとの印象を受けつつ、騒音の問題などは自分の視点にはなかったので良い見地を得られたと思う。

(事務局) 利用料金については、他の交流センターの事例を見ると、やや値上がっていることは確かである。ただし、自治体として交流センターの整備を決めている以上、その計画自体の可否を判断するのは認定庁の管轄外となる。やはり認定庁が最も重視するのは、起業地の面積が、市が計画した事業の公益性を発揮するために必要か、という点になる。使われる見込みの低い部屋が含まれていないかについてはかなり重視するが、利用料金については市の判断に任せる形になる。

(委員) 今回の交流センターは、前身となる公民館と違い、法律に基づかない施設であると聞いている。国としては土地収用法第3条に列挙している事業の改正などは行う予定はないのか。

(事務局) 今回の事例が第32号以外に該当しないのか、色々と調べた。国としても法改正はなかなか負担が大きいため、すぐに動くとは考えにくい。逆に言えば、第32号で概ね全ての公共施設をカバーできてしまうため、改正する必要性が高まらないというのはあると思う。また、この事例では「交流センター」だが、自治体によって「地域プラザ」などの名称で類似した施設が建設されている。これらの施設は、設置する自治体により付与する機能にも差があるため、国で統一した定義づけは難しいというのもあると考える。さらに、地方分権を進める流れからしても、国が統一してしまうと、むしろ各地域の実情に即した施設の設置が難しくなるというのもあると思う。

(委員) 建設される施設が法的位置付けのある公民館と、自治体の条例に基づく交流センターとで、土地を提供した際の用地補償の程度が変わってくるのではないかとというのが少し気になる。

(事務局) 今回の事例の場合、実際の補償の詳細については把握していないが、税控除や農地転用を主目的とした申請の場合、土地の売買価格については、土地所有者と起業者との間で合意していることが一般的である。

(委員) 今回の事例は、今ある資料を見る限りではあまり問題がないように思う。ただし、起業地が市街化調整区域にあることについて、本来、市街化調整区域は建物の新設に制限のある地域のため、そういった場所に大きな公共施設が建てられるというのは、一般住民からするとやや疑問が生じる可能性はあると思う。とはいえ、一定の広さを確保した公共施設を、周辺住民への影響等を考慮しつつ建設するとなると、どうしても市街化調整区域に建てざるを得ないというのでも理解できる。また、土地所有者の目で見れば、市街化調整区域の土地は資産価値が低くなる傾向にあるため、むしろ公共施設建設のための用地提供に前向きになるのかもしれない。

(事務局) 今回の事例の場合、市街化区域内はかなり人口が多いため、土地所有者への負担を小さくしながら広い土地を確保するというのが難しい事情はあると思う。

令和6年2月8日